

茨城県と栃木県との雇用者報酬等の大小要因分析*

茨城県企画部統計課 企画分析グループ 島田 康裕*

I はじめに

茨城県、栃木県の「一人当たり県民所得」の推移をみてみると、平成13年度以降、両県とも概ね同じような動きをしていることがわかります。(図1)リーマンショック(平成20年9月発生)を境に、それ以前は、両県とも全県計を下回っており、それ以降は上回っている傾向にあります。

また、「一人当たり県民所得」の内訳としての「うち雇用者報酬」(＝雇用者報酬÷県総人口)の推移は栃木県は一貫して全県計より高水準にある一方で、茨城県は低水準であることがわかります。(図2)

このことから、「茨城県と栃木県の一人当たり県民所得」及び「うち雇用者報酬」の違いの要因について、平成25年度を中心に、以下のとおり考察してみました。

II 一人当たり県民所得の大小要因分析

まず、一人当たり県民所得の大小要因について考察します。

一人当たり県民所得は以下の定義となります。

$$\text{一人当たり県民所得} = \frac{\text{県民所得}}{\text{県総人口}}$$

このことから、一人当たり県民所得は次の様に、各要因に分解できます。

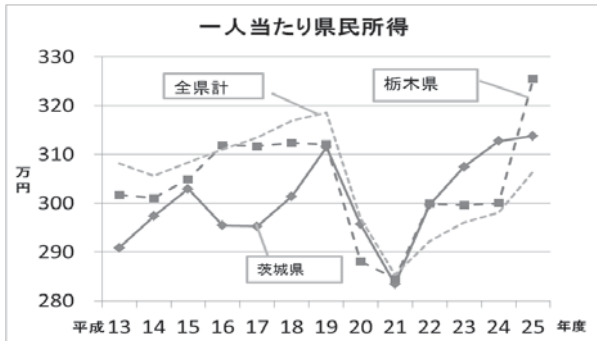
一人当たり県民所得

$$= \frac{\text{県民所得}}{\text{県内総生産}} \times \frac{\text{県内総生産}}{\text{県内就業者数}} \times \frac{\text{県内就業者数}}{\text{県民雇用者数}} \times \frac{\text{県民雇用者数}}{\text{人口}}$$

$$= \text{県民所得} \cdot \text{県内総生産比率} \times \text{労働生産性} \\ \times \text{県内就業者} \cdot \text{県民雇用者比率} \times \text{雇用者割合}$$

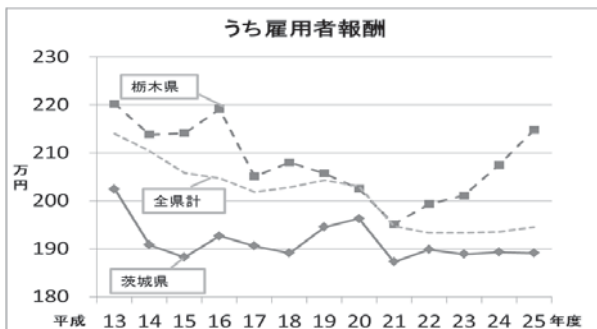
平成25年度の各数値は表1となり、これをもとに「一人当たり県民所得」を上式に基づき分解したものが表2となります。

【図1】



内閣府「平成25年度県民経済計算」より筆者作成
(以下、特に断りがない限り同じ。)

【図2】



【表1】規模の比較

平成25年度	単位：百万円	
	県内総生産	県民所得
茨城	11,511,260	9,198,202
栃木	8,232,227	6,463,154

平成25年度	単位：人		
	県内就業者数	県民雇用者数	人口
茨城	1,350,750	1,228,972	2,931,302
栃木	997,397	880,070	1,985,860

【表2】比率等の比較

平成25年度	県民所得・ 県内総生産 比率	労働生産性 (単位：万円)	県内就業者 ・県民雇用 者比率	雇用者割合
茨城	0.80	852	1.10	0.42
栃木	0.79	825	1.13	0.44

表2から、県民所得・県内総生産比率及び労働生産性については、茨城県が栃木県と比べてより高く、県内就業者・県民雇用者比率及び雇用者割合については、茨城県の方がより低くなっています。

* 本稿は、著者個人の責任で執筆されており、茨城県企画部統計課の見解を示すものではありません。

Ⅲ 雇用者報酬の大小要因分析

次に、雇用者報酬の大小要因について考察します。茨城県と栃木県の一人当たり県民所得及びその内訳としての雇用者報酬は表3のとおりとなります。なお、ここでの「うち雇用者報酬」は県民雇用者報酬を県総人口で割ったものであり、また、「割合」は、「うち雇用者報酬」÷「一人当たり県民所得」×100、としています。

【表3】

平成25年度	一人当たり県民所得（万円）		
		うち雇用者報酬（万円）	左の割合（%）
茨城	313.8	189.1	60.3
栃木	325.5	214.8	66.0
差	▲11.7	▲25.7	▲5.7

ここから平成25年度の一人当たり県民所得、「うち雇用者報酬」とも栃木県の方が高いことがわかります。ここで、（人口一人当たりでみた）「うち雇用者報酬」を決める要因は、主に、①「労働生産性」（就業者一人当たりが生み出す県内総生産（GDP））か②「労働分配率」（県民所得（GDPを調整し分配面からみたもの）を企業と労働者でどう分けるか）か③「就業（雇用）率」のいずれかとなります。そこでまず、両県の産業毎の労働生産性（＝名目GDP÷県内就業者数）をみてみます。

表4から、建設業、電気・ガス・水道業、運輸業、サービス業等で茨城県の方が高いことから、全体計でも、茨城県の745万円に対し栃木県は726万円と、茨城県の労働生産性の方が高いことがわかります。なお、この結果は、表2の結果とも整合的です。（ただし、ここでは労働生産性について、より現実的にみるため、不動産業から帰属家賃分を控除しているため、合計値は表2の結果と一致しません。）

栃木県に比べ茨城県の方が労働生産性が高いにもかかわらず、雇用者報酬が低いのだとすれば、労働分配率が茨城県の方が低い可能性があります。

【表4】

労働生産性（万円）	茨城	栃木
1 産業	729	715
(1)農業	298	273
(2)林業	311	371
(3)水産業	621	1312
(4)鉱業	586	1294
(5)製造業	1147	1262
(6)建設業	613	422
(7)電気・ガス・水道業	2501	1430
(8)卸売・小売業	523	521
(9)金融・保険業	884	1181
(10)不動産業	176	288
(11)運輸業	502	332
(12)情報通信業	1205	1441
(13)サービス業	600	556
2 政府サービス生産者	1008	1130
3 対家計民間非営利サービス生産者	444	391
全体計	745	726

【表5】

	分配率（%）		構成比（%）	
	茨城県	栃木県	茨城県	栃木県
1 産業	56	64	81	87
(1)農林水産業	36	35	1	1
(2)鉱業	88	66	0	0
(3)製造業	62	53	27	30
(4)建設業	55	104	7	7
(5)電気・ガス・水道業	33	80	1	1
(6)卸売・小売業	51	61	9	10
(7)金融・保険業	83	52	4	2
(8)不動産業			1	1
(9)運輸業	96	145	6	6
(10)情報通信業	73	44	4	2
(11)サービス業	69	96	22	27
2 政府サービス生産者	100	100	16	10
3 対家計民間非営利サービス生産者	100	100	3	3
合計	61	67	100	100

そこで、産業毎の労働分配率（＝県内雇用者報酬÷県内要素所得）をみてみると、全体では、茨城県が61%、栃木県が67%と茨城県の方が低くなっていることがわかります。（表5）

さらに、構成比（県内雇用者報酬ベース）が大きい順に労働分配率を比べてみます。まず、最も構成比が大きい「製造業」の労働分配率は茨城県が栃木県より9ポイント上回っています。しかし、次に大きい「サービス業」では▲27ポイント、「卸・小売業」は▲10ポイント、「建設業」及び「運輸業」は▲49ポイントそれぞれ茨城県が栃木県を下回り大きな開きが出ています。

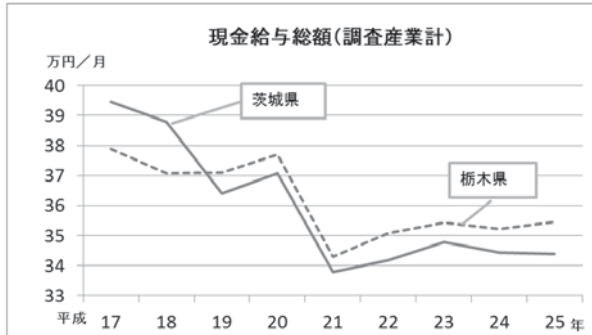
以上から、労働分配率の分子に当たる県内雇用者

■統計の窓

報酬は栃木県の方が高いと推測されます。

そこで、1か月当たりの現金給与総額の推移についてみてみます。

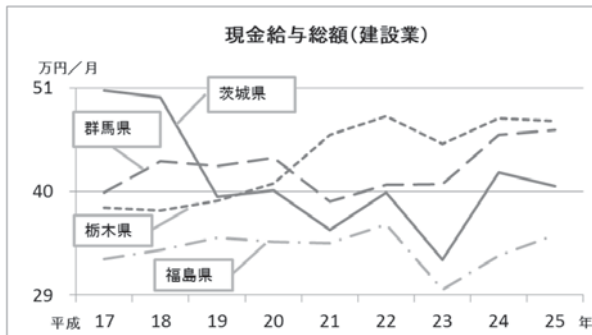
【図3】



各県「毎月勤労統計調査」(調査産業計, 30人以上事業所)より筆者作成

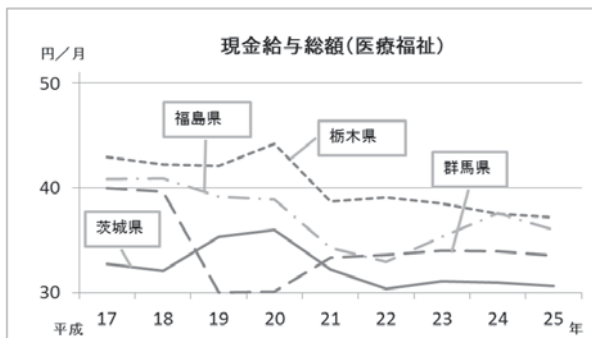
図3から、平成19年以降、栃木県の方が茨城県より高いことがわかりました。

【図4】



各県「毎月勤労統計調査」(建設業, 30人以上事業所)より筆者作成

【図5】



各県「毎月勤労統計調査」(医療福祉, 30人以上事業所)より筆者作成

さらに、表5から労働分配率の全体の差に特に影響を与えているとも考えられる、建設業(図4)やサービス業の一部である医療福祉業(図5)についても、栃木県の方が茨城県より高い傾向にあることがわかりました。(参考に、群馬県、福島県も掲載してあります。)

IV まとめ

茨城県を基準とし、栃木県の「うち雇用者報酬」に対する各項目別の寄与額の合計を求めたところ、表6のとおりとなりました。(表2に労働分配率、調整項を加えたもの。各項目(1, 2行目)の積が「うち雇用者報酬」となり、各寄与額(3行目)の合計が「うち雇用者報酬」の差額25万円となる。)

【表6】

平成25年度	県民所得・ 県内総生産 比率	労働生産性 (単位:万円)	県内就業者 ・県民雇用 者比率
茨城	0.80	852	1.10
栃木	0.79	825	1.13
寄与額(万円)	-4	-7	6

平成25年度	雇用者割合	労働分配率	調整項	うち 雇用者報酬 (単位:万円)
茨城	0.42	0.61	0.99	189
栃木	0.44	0.67	0.99	215
寄与額(万円)	12	19	-1	25

ここから、平成25年度の「うち雇用者報酬」の茨城県と栃木県の差25万円のうち、労働分配率の寄与額が19万円と最も大きいことがわかります。一方、労働生産性は茨城県の方が高いため、-7万円の寄与額となっていることがわかります。

これらのことから、茨城県の方が栃木県より労働生産性は高いものの、就業(雇用)率(県内就業者・県民雇用者比率、雇用者割合)は栃木県の方が高いといえます(表6)。また、労働分配率には給与水準が反映され、栃木県の方が高くなっていました(図3~5, 表6)。結果、人口1人当たりの「うち雇用者報酬」が栃木県の方が高くなると考えられます。

※本論の詳細版を統計課HPに後日掲載する予定です。